

平成 30 年 6 月 9 日

全日本学生ラート競技選手権大会 ルール改訂に伴う補足資料 2018

全日本学生ラート競技選手権大会
技術委員会

本資料では、『全日本学生ラート競技選手権大会競技規則 2018』における、加筆および変更部分の補足説明を記載する。

3. 競技会の審判員構成

これまで、全日本学生ラート競技選手権大会における審判員構成に関する記述がなかったため、『ラート競技採点規則 2016』を参考に審判構成を明記した。

4.2. 実施減点の許容範囲

実施審判が 3 名の場合の、実施減点の許容範囲について追記した。

4.3.1. 直転の演技について

直転の規定演技における各級の満点と構成を加筆し、表を作成した。

表中の《 》は移行を意味しており、記述通りの移行を行わなければ移行後の規定の運動を実施することが困難となるため、記述通りの移行を行わなければならない。また、() は規定の足や手の位置を意味しており、記述通りの位置でなければ規定の運動が不成立となるため、記述通りに演技を行わなければならない。ただし、記述通りでない移行、または記述通りでない足や手の位置での運動が行われ、かつ運動が成立する場合も考えられるため、そのような場合は規定減点ではなく、小減点の範囲で減点をとることとした。

4.3.2. 斜転の演技について

斜転の規定演技における満点と構成を表に整理した。

表中の《 》は移行を意味しており、記述通りの移行を行わなければ移行後の規定の運動を実施することが困難となるため、記述通りの移行を行わなければならない。また、() は規定の足や手の位置を意味しており、記述通りの位置でなければ規定の運動が不成立となるため、記述通りに演技を行わなければならない。

4.3.3. 跳躍の演技について

本大会より、跳躍の規定演技における技、及び満点を以下のように変更した。

技	満点
<u>前方かかえこみ宙返り跳び</u>	<u>10.00</u>
開脚支持転回跳び	<u>9.50</u>
開脚屈身跳び	<u>9.00</u>
伸身跳び	<u>8.50</u>
閉脚かかえこみ跳び	<u>8.00</u>
開脚座り跳び	<u>6.50</u>

これまで定められていた跳躍技よりも、さらに高難度の前方かかえこみ宙返り跳びを規定演技として定めることとした。その理由として、昨年までの跳躍規定演技の結果を考慮し、上位選手の得点差がわずかであったという点がある。そこで、以前の最高難度技よりも必要な技術取りが多い前方かかえこみ宙返り跳びを採用することで、得点差を明確にできるようにした。さらに、直転・斜転の規定演技1級と比較して跳躍の最高難度技が全日本の難度で換算したときに難度点が低いという点も理由として挙げる。

また、それに付随してこれまで定められていた跳躍技の最高点も変更した。以下が昨年までの規定演技跳躍の技と最高点である。

技	満点
開脚支持転回跳び	10.00
開脚屈身跳び	10.00
伸身跳び	9.50
閉脚かかえこみ跳び	9.00
開脚座り跳び	7.50

前方かかえこみ宙返り跳びの追加によって、最高点の繰り下げを行った。ただし、以前までの難度点は旧来の『ラート競技採点規則 2012』に基づいていたため、現行の『ラート競技採点規則 2016』を参考に、インカレ技術委員会の協議の結果、得点調整された箇所もある。

まず、高難度の技（前方かかえこみ宙返り跳び、開脚支持転回跳び、開脚屈身跳び）については、『ラート競技採点規則 2016』に従って最高点を算出した。特に、開脚支持転回跳びは昨年全日本にて難度点が 1.0 から 1.3 に 0.3 点上がったことと、この技を実施する選手が少ないことを踏まえ、インカレでの跳躍技における相対的な価値点を 0.5 上昇させた。低難度の技（閉脚かかえこみ跳び、開脚座り跳び）については、旧来の『ラート競技採点規則 2012』をそのまま採用するのが適切と判断した。その理由として、以前の跳躍では難度点（満点 10.0）を持ち点として採点する方法であったが、2016 年より実施点（満点 6.0）＋難度点（満点 4.0）で得点（満点 10.0）とする採点方法になり、難度の低い技と高い技の難度点の差が縮まったという背景がある。また、伸身跳びについては高難度技・低難度技の間に位置し、『ラート競技採点規則 2012』と『ラート競技採点規則 2016』における難度点の考え方の橋渡しをする役割として、双方の採点規則を根拠とした。

最後に、この度の跳躍規定演技のルール改訂における、インカレ技術委員会の見解を明記する。ルール改訂にあたり、次の 2 点を考慮したうえで協議を行った。

- ①各難度の技について、より完成度が高いものを評価する。
- ②選手がそれぞれの実力に応じて大会に参加できるような規定演技を採用する。

①について、インカレ技術委員会として「高難度の技さえ実施すれば、その技の技術取りがされていなくても高得点が算出されてしまう」という状況を懸念した。そのため、「いかに実施する技の技術取りが正確にできているか」、簡潔に言えば「いかに完成度が高いか」、「いかに実施がきれいか」という観点を重視する。

②について、ラートインカレにおいては、上位選手のみが活躍するための大会ではなく、ラートを始めて間もない選手にとっても参加しやすく、実力を発揮できる大会であることを望んでいる。そのため、各選手が自身の実力に応じた演技を実施すること、また段階を踏んだ技術の向上が図られることを期待して、この度の規定演技を採用した。

4.4.3. 手を使ったベルトの締め直しに対する減点

前年度、ベルトの締め直しに対する減点についてルールの改訂が行われたが、ベルトの締め直し後に大減点をした場合の減点方法に関する記載がなかった。そのため、本大会より「ベルトの締め直し後に大減点をした場合、姿勢減点 0.5 はとらず、大減点 0.8 とベルトの締め直しに対する規定減点 0.3 の計 1.1 の減点をとる」という記述を追加した。このような減点方法を採用した理由として、直転・斜転の規定演技では、ベルトを締め直さずに演技を

実施するという技術取りを重視したことが挙げられる。そのため、ベルトを締め直した後に大減点をした場合、大減点 0.8 に加えて、ベルトの締め直しに対する規定減点 0.3 をとるのが適切であると判断した。

4.4.4. 直転におけるバーン数超過に対する減点

斜転においては規定演技から逸脱した余剰な運動に対する減点として、余剰回転に対する減点を定めていたが、直転においては規定演技から逸脱した余剰な運動に対する減点を定めていなかった。そこで、規定のバーン数（4 バーン）を超過して実施した運動 1 つにつき規定減点 0.5 をとることとした。

4.4.5. 演技の長さに対する減点

『ラート競技採点規則 2016』において、演技の長さに対する減点は実施審判が行うものとして定められているが、ラートインカレ競技規則ではこの減点をどのように扱うのか明記していなかった。ラートインカレ競技規則で演技の長さに対する減点に相当する規定減点を定めているため、実施審判による固定減点は実施しないことを明記した。

4.5.3. 規定の構成から逸脱した運動に対する減点

斜転の規定演技において、規定の構成から逸脱した運動に対する減点方法の記述が不十分であった。そこで、規定の構成から逸脱した運動を「(i) 規定に含まれる運動での余剰回転」、「(ii) 規定と異なる運動での余剰回転」、「(iii) 規定の構成に含まれていない移行」、「(iv) 移行での余剰回転」の 4 つに分類し、新たに (iii)、(iv) の場合の減点方法を定めた。

(iii) について、競技規則に記載されている通り、規定の構成に含まれていない移行を実施した場合、その移行前後の運動いずれかで“規定と異なる運動での余剰回転”が必ず生じ、その運動に対する規定減点 0.5 点がとられる。そのため、規定の構成に含まれていない移行に対しては規定減点、実施減点ともにとらない。ただし、移行として認められている回転数（大斜転から小斜転への移行では 3 回転、小斜転から大斜転への移行では 5 回転）を超過した場合は (iv) 移行での余剰回転として規定減点をとる。

(iv) について、「大斜転から小斜転への移行」、「小斜転からの立ち上げ」、「小斜転から大斜転への移行」において、それぞれで認められている回転数を超過した場合、その超過分を“移行での余剰回転”とする。ここでは、規定通りの運動を実施しているか、規定の構成から逸脱しているかに関わらず、回転数によらず固定で規定減点 0.2 をとる。ただし、実施減点はとらないこととする。

以上